

小樽市が行った産業廃棄物処理業の許可に係る平成18年4月1日以降の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成18年4月1日からこれまで小樽市が行ってきた産業廃棄物処理業の許可に係る業務については、北海道に移管されることとなります。移管に当たって、皆様が小樽市から受けた産業廃棄物処理業の許可に係る取扱いは次のとおりとなりますので、適切に許可の変更又は更新手続きが行われるようお願いいたします。

1 小樽市だけの許可を有する場合

小樽市から受けた許可は、そのままの内容で北海道が許可したものとみなされます。
なお、平成18年4月1日以降の取扱窓口は、後志支庁地域政策部環境生活課となります。

2 小樽市及び北海道の両方の許可を有する場合

小樽市と北海道それぞれの許可内容により、次のとおり取り扱うこととなります。
なお、平成18年4月1日以降の取扱窓口は、既に北海道から受けている許可に係る手続きを行った支庁の地域政策部環境生活課となります。

(1) 小樽市及び北海道の許可における事業の範囲が全く同じ場合

小樽市、北海道の許可のいずれか遅い方の有効年月日まで、北海道が許可したものとみなされます。

小樽市許可	事業範囲：汚泥	有効年月日：H18.10.1
北海道許可	事業範囲：汚泥	有効年月日：H22.12.25
移管後許可	事業範囲：汚泥	有効年月日：H22.12.25

(2) 小樽市及び道の許可における事業の範囲が異なる場合

ア どちらかの事業の範囲に包含される場合

包含する方の許可の有効年月日が遅い場合

包含する方（有効年月日が遅い方）の許可内容で、北海道が許可したものとみなされます。

小樽市許可	事業範囲：汚泥、廃酸	有効年月日：H22.12.25
北海道許可	事業範囲：汚泥	有効年月日：H18.10.1
移管後許可	事業範囲：汚泥、廃酸	有効年月日：H22.12.25

包含する方の許可の有効年月日が早い場合

小樽市と北海道の両方から許可を受けた事業範囲については、有効年月日の遅い方まで北海道が許可したものとみなされますが、片方のみから許可を受けた事業範囲については、その許可の有効年月日（早い方の有効年月日）までしか北海道が許可したものとみなされません。

小樽市許可	事業範囲：汚泥	有効年月日：H22.12.25
北海道許可	事業範囲：汚泥、廃酸	有効年月日：H18.10.1
移管後許可	事業範囲：汚泥	有効年月日：H22.12.25
	事業範囲： 廃酸	有効年月日：H18.10.1
新許可の内容		
許可の年月日	平成17年12月26日（汚泥に限る）	
	平成13年10月2日（廃酸に限る）	
許可の有効年月日	平成22年12月25日（汚泥に限る）	
	平成18年10月1日（廃酸に限る）	

イ ア以外の場合

小樽市及び北海道それぞれの許可における事業の範囲ごとに対応する許可の有効年月日まで、北海道が許可したものとみなされます。また、両方から許可を受けた事業範囲は、遅い方の有効年月日まで許可されたものとみなされます。

小樽市許可	事業範囲：汚泥、廃酸	有効年月日：H22.12.25
北海道許可	事業範囲：汚泥、燃え殻	有効年月日：H18.10.1
移管後許可	事業範囲：汚泥、廃酸	有効年月日：H22.12.25
	事業範囲：燃え殻	有効年月日：H18.10.1
新許可の内容		
許可の年月日	平成17年12月26日（汚泥、廃酸に限る）	
	平成13年10月2日（燃え殻に限る）	
許可の有効年月日	平成22年12月25日（汚泥、廃酸に限る）	
	平成18年10月1日（燃え殻に限る）	

3 事業の範囲が異なる場合の移管後の許可内容の更新又は変更手続に係る取扱い

事業の範囲及び有効年月日が異なる場合の許可の更新又は変更手続に係る取扱いは以下のとおりです。

なお、以下、早い方の有効年月日を「早期有効年月日」、遅い方の有効年月日を「後期有効年月日」といいます。

(1) 早期有効年月日において許可の更新を行う場合

早期有効年月日までの期間においては、許可を受けた事業範囲はすべて有効（次の図で汚泥、廃酸、燃え殻すべてが有効）となるため、早期有効年月日において許可の更新を行う場合は、すべての事業範囲に係る許可が更新されることとなります。

なお、この場合の更新許可の有効年月日は、後期有効年月日にかかわらず、早期有効年月日の翌日から5年間となります。

移管後許可	事業範囲：汚泥、廃酸	後期有効年月日：H22.12.25
	事業範囲：燃え殻	早期有効年月日：H18.10.1
< 許可の更新 >		
更新後の許可	事業範囲：汚泥、廃酸、燃え殻 有効年月日：H23.10.1	

(2) 後期有効年月日において許可の更新を行う場合

後期有効年月日においては、その時点で有効な事業範囲（次の図では、燃え殻に係る許可が失効し、汚泥及び廃酸のみが有効な事業範囲となります。）に係る許可が更新され、この場合の更新許可の有効年月日は、後期有効年月日の翌日から5年間となります。

また、早期有効年月日に失効した事業範囲（次の図では、燃え殻に係る処理）に係る事業を後期有効年月日までの間行うためには、変更許可を受ける必要があり、変更許可を受けた場合には、当該変更許可日から後期有効年月日まで（更新時変更の場合は、当該更新許可から5年間）その事業を行うことができます。

なお、後期有効年月日において許可の更新をする場合には、早期有効年月日が到来した事業に係る許可については失効してしまうことに、留意してください。

移管後許可	事業範囲：汚泥、廃酸	後期有効年月日：H22.12.25
	事業範囲：燃え殻	早期有効年月日：H18.10.1 (失効)
< 許可の更新 >		
更新後の許可 (更新時変更なし)	事業範囲：汚泥、廃酸 有効年月日：H27.12.25	
更新後の許可 (更新時変更あり)	事業範囲：汚泥、廃酸、 燃え殻 有効年月日：H27.12.25	
変更許可を受けるとき		
移管後許可	事業範囲：汚泥、廃酸	後期有効年月日：H22.12.25
	事業範囲：燃え殻	早期有効年月日：H18.10.1 (失効)
< 変更許可 >		
変更許可後	事業範囲：汚泥、廃酸	有効年月日 H22.12.25
	事業範囲：燃え殻	

4 移管後の許可証について

排出事業者との委託契約の締結に当たっては、委託契約書に産業廃棄物処理業の許可証の写しを添付する必要がありますが、移管後の許可内容を明らかにするため、小樽市と北海道の両方の許可証の写しを添付してください。

なお、北海道としては、移管に伴い新しい許可証を発行する予定はありません。

5 平成18年4月中に許可の有効年月日を迎える場合の取扱い

許可の更新手続は、通常、許可の有効年月日のおおむね1ヶ月前までに申請を行うようお願いしているところですが、平成18年4月中に許可の有効年月日を迎える場合は、平成18年4月1日以降に速やかに、1又は2に示した北海道の取扱窓口へ申請を行ってください。

平成18年4月1日以降の許可の取扱いのポイント

北海道の許可のみで小樽市域で事業が行えます。また、小樽市の許可は北海道の許可とみなされ、それぞれの許可期限まで両方とも有効となります。

小樽市と北海道の許可内容が全く同じで許可期限だけが異なる場合は、どちらか遅い方の許可期限までに許可の更新手続きをしてください。(裏面例1参照)

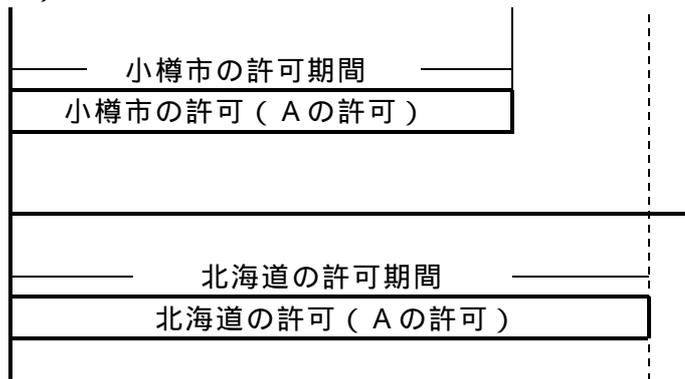
小樽市と北海道の許可内容が異なる場合において、早い方の許可期限の許可内容が、遅い方の許可期限の許可内容に完全に含まれているときは、遅い方の許可期限までに許可の更新手続きをしてください。(裏面例2参照)

小樽市と北海道の許可内容が異なる場合において、早い方の許可期限の許可内容が、遅い方の許可期限の許可内容に含まれていないときは、早い方の許可期限までに許可の更新手続きを行うことにより、両方の許可が有効の状態を更新されますので、早い方の許可期限までに許可の更新手続きをされることをお勧めします。(裏面例3参照)

早い方の許可期限までに許可の更新手続きを行わない場合は、その時点で早い方の許可期限の許可内容のうち、遅い方の許可期限の許可内容に含まれない事業については許可が失効することに留意してください。

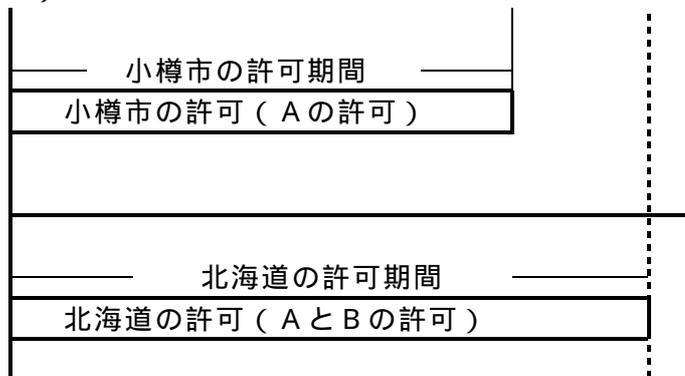
一旦失効した許可内容を復活させるためには、変更許可の手続きが必要となります。

(例1)



許可の更新手続をする

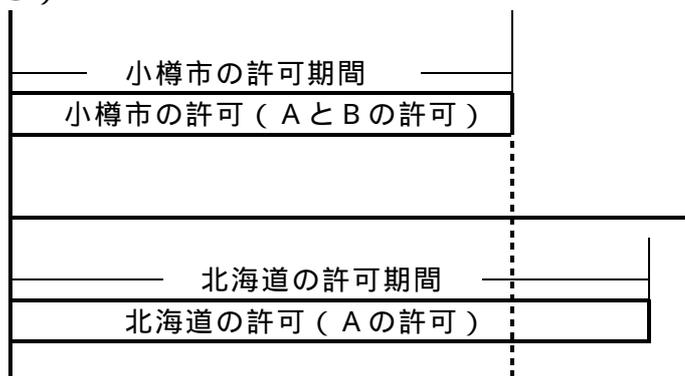
(例2)



早いほうの許可期限の許可内容が、遅い方の許可期限の許可内容に完全に含まれているとき(図では「Aの許可」)は、遅いほうの許可期限までに許可の更新手続をしてください。

許可の更新手続をする。

(例3)



早いほうの許可期限の許可内容が、遅い方の許可期限の許可内容に含まれていないとき(図では「Bの許可」)は、早いほうの許可期限までに許可の更新手続をしてください。

許可の更新手続をする。
手続しない場合はこの時点でBの許可は失効し、Aの許可のみ有効となる。